

令和3年度 札幌市奨学生（補充採用）募集のお知らせ

（2021年度）

札幌市教育委員会

札幌市では、能力があるにもかかわらず経済的理由で修学困難な学生・生徒を支援し、有用な人材を育成することを目的として、返済の必要がない給付型の「札幌市奨学金」を支給しています。

札幌市奨学生の「補充採用」は、大学等または高等学校等に在学している方を対象として募集します。応募される方は、以下の説明をよくご覧のうえ、在学している学校にお申込みください。

1 募集区分・募集人数・対象者

区分・募集人数	対象者
大学等の部 (30名程度)	令和3年度に学校教育法に定める大学（大学院を除く）、短期大学、高等専門学校（4・5学年及び専攻科）、2年制以上の専修学校専門課程に在学している方。 ただし、高校等を初めて卒業した日の属する年度の翌年度の末日から2年以内に、今の大学等に入学していること。
高等学校等の部 (160名程度)	令和3年度に学校教育法に定める高等学校、中等教育学校後期課程、高等専門学校（1～3学年）、3年制以上の専修学校高等課程、特別支援学校高等部（高校の教育課程に準ずる教育を行う学校のみ）に在学している方。 ただし、中学等を初めて卒業した日の属する年度の翌年度の末日から2年以内に、今の高校等に入学していること。

（注）・専修学校一般課程、各種学校、省庁大学校、職業訓練施設などは対象になりません。

2 応募資格 次の(1)～(5)すべてを満たす方が応募可能です。

- (1) 上記1の「対象者」に該当すること
- (2) 本人または保護者 ※1・2のうち、少なくともどちらか一方が札幌市内に居住していること
- (3) 本人と保護者の資産 ※3の合計額が2,000万円未満（保護者・生計維持者が1人の場合は1,250万円未満）であること
- (4) 直近3年間 ※4の全科目の評定（評価）の平均値が、5段階評価で3.0以上であること
- (5) 性行が善良であり、在学している学校から推薦を受けられること

※1「保護者」は、原則両親です。同居・別居を問いません。離婚や死別で親権者が1人の場合は保護者は1人です。失踪やDVなど特別な事情がある親権者は、保護者に含めないことができます。

※2 次の場合は、親以外の方を保護者とみなします（「生計維持者」といいます）。本書中「保護者」「両親」と記載のあるものは、「生計維持者」と読み替えてください。

・両親がいない場合で、本人の生計を支えている方（祖父母などの親族、未成年後見人等）がいる場合はその方（複数名いる場合は主たる方1名）が生計維持者となります。

・本人の生計を支える方が誰もいない場合や、経済的に自立して自身の収入で生計を立てている場合は、本人が生計維持者となります。

・結婚していて主に配偶者の収入で生計を立てている場合は、配偶者が生計維持者となります。

※3「資産」とは、現金・預貯金・有価証券・投資用資産として保有する貴金属等をいいます。土地・家屋・自動車等は、ここでいう「資産」には含みません。

※4 例えば、高2年生の方は、高1・中3・中2の成績が対象となります。

3 奨学金の支給額

区分	種別	支給額	
		奨学資金(※1)	入学支度資金(1年生のみ)(※2)
大学等の部	国公立	月額 6,000 円	14,000 円
	私立	月額 9,000 円	21,000 円
高等学校等の部	国公立	月額 5,000 円	10,000 円
	私立	月額 8,000 円	15,000 円

※1 奨学資金は、年3回(7・9・12月下旬予定)、各回につき4か月分ずつまとめて支給します。

※2 入学支度資金は、1年生の初回支給時に奨学資金に併せて支給します。入学前の支給はできません。

4 応募に必要な書類

①～④は必須、⑤は任意です。これらの書類のほか、審査の段階で、必要に応じて個別に追加書類の提出を求める場合がありますので、あらかじめご了承ください。

①『札幌市奨学生(補充採用)願書』

必須

記載例を参考に、必要事項を漏れなく記載のうえ捺印してください。

②「札幌市奨学金 振込口座届」

必須

- ・学生・生徒本人名義の口座に限ります。本人以外の名義(家族名義など)の口座は使用できません。
- ・預金通帳などのコピー(金融機関名、店名・店番号、預金種目、口座番号、名義人のカナ氏名が表示されているもの)を必ず添付してください。

③「成績証明書等」…直近3年分

必須

- ・直近の過去3年分(例:高校2年生の方は、高1・中3・中2の分)の成績証明書等が必要です。
- ・在学している(いた)学校に請求してください。様式は各学校のもので構いません。

④生計維持者の令和2年中の収入を証明する書類(下表参照) コピー可

必須

- ・願書の生計維持者欄に記入した方の書類が必要です。ただし、令和2年中に無収入の方は原則不要です(選考で必要と認めるときは公的証明等の提出を求める場合があります)。

収入等の種類		必要な証明書類(いずれもコピーで構いません)
生活保護を受けている方		「生活保護受給証明書」
生活保護を受けていない方	給与収入	「令和2年分 給与所得の源泉徴収票」
	事業収入(自営業の方など)	「令和2年分 確定申告書(第1表・第2表)の控」
	年金収入 (障害年金、遺族年金は除く)	次のうちいずれか1点 ・「令和2年分 公的年金等の源泉徴収票」 ・直近の「年金額改定通知書」 ・直近の「年金振込通知書」
	その他の収入(例:不動産収入など)(※)	「令和2年分 確定申告書(第1表・第2表)の控」

※児童手当、児童扶養手当、特別児童扶養手当、仕送り、雇用保険失業給付は除きます。

「令和2年度 所得証明書」は、令和元年中の収入(所得)の証明のため、今回の申請には**使用できません(添付していただいても無効となります)**のでご注意ください。

⑤「障害者手帳」の氏名・障害等級記載部分のコピー（該当者がいる場合のみ）

任意

- ・本人が障害者手帳を所持している場合、採用の可能性が高くなります（3 ページの 6 参照）。
- ・本人以外の世帯員が障害者手帳を所持している場合は、両親（生計維持者）の所得から一定額を控除できるため、家計の状況の審査において有利になります。
- ・提出は任意です。該当者がいる場合でも、上記の優遇措置を希望しない場合は提出不要です。

5 提出先・提出期限

【提出先】在学している学校 ※教育委員会ではありませんのでご注意ください

【提出期限】学校が定める日（学校によって異なります） ※4月下旬～5月上旬頃の学校が多いですが、学校によってはこの限りではありません。必ず学校に提出期限を確認してください。

6 補充採用者の選考

学校の推薦を受けた応募者の中から、願書の記載内容、「学業成績」(※1)、「家計の状況」(※2)をもとに、書面審査による選考を行います。選考の結果は、採用・不採用にかかわらず、令和3年6～7月頃をめどに、郵送でお知らせいたします。

なお、当初の審査で選考から漏れた方のうち「定時制・通信制高校に在学する方」及び「障害者手帳をお持ちの方」(※3)のみを対象として再度選考を行い、若干名を追加採用します（定時制・通信制特別枠、障がい者特別枠）。

- ※1 「学業成績」は、直近3年分の全科目の評定（評価）を審査の対象とします。（高いほうが有利）
- ※2 「家計の状況」は、両親（生計維持者）の前年の収入を審査の対象とします。（低いほうが有利）
- ※3 有効な障害者手帳のコピーを添付していただく必要があります。（3 ページの 4⑤参照）

7 他の奨学金との併給について

札幌市奨学金は、「札幌市特別奨学金」（下記参照）と同時に受けることはできません。「札幌市奨学金」と「札幌市特別奨学金」の両方に採用された場合は、どちらか一方のみを選んでいただく必要があります。

札幌市特別奨学金以外の奨学金との併給は制限していません。ただし、札幌市以外が実施する奨学金には、他の奨学金との併給を制限しているものもありますので、札幌市以外が実施する奨学金の申請を予定している方は、当該奨学金の募集要項等をご確認ください。

「札幌市特別奨学金」とは・・・

生活困難な世帯の生徒に技能習得のための学資を支給し、世帯の経済的自立を図ることを目的とした奨学金です。札幌市奨学金と同時に受給することはできません。

以下の学校に在学又は進学予定で、本人又はその養育者が札幌市民であり、かつ現に生活保護を受けているか生活保護を必要とする状態（収入が生活保護基準額の1.5倍以内）にある方を対象とします。

- 高等学校の普通科以外の職業学科（工業、商業、家庭、看護、福祉、情報、農林水産）
- 専修学校（高等課程） ○ 各種学校（高等学校相当課程） ○ 特別支援学校（高等部）

札幌市特別奨学金の担当部署：札幌市子ども未来局子育て支援課 電話 011-211-2988

8 過去の採用実績（参考）

過去数年間の採用実績に基づく収入額・成績の目安は、おおむね次のとおりです。

実際のボーダーラインは申請者の状況によって毎回変動します。また、年収の目安については世帯の構成や世帯員の状況などによっても大きく異なる場合があります。

このため、下表に該当することをもって採用が保証されるものではありません。また、該当しない（収入が超過する場合や成績が満たない）場合でも採用される可能性がないとは限りません。

学校種別		世帯構成（モデル世帯）別 年収の目安			成績の目安 （直近3年分の5段階 評価の平均値）
		両親＋本人	両親＋本人 ＋中学生	両親＋本人＋ 中学生＋小学生	
大学 短期大学	国公立	360万円以下	420万円以下	464万円以下	おおむね平均 4.6
	私立	438万円以下	504万円以下	548万円以下	
専修学校（専門課程）	国公立	312万円以下	370万円以下	510万円以下	
	私立	395万円以下	460万円以下	504万円以下	
高等学校 高等専門学校 専修学校（高等課程）	国公立	316万円以下	373万円以下	414万円以下	おおむね平均 3.7
	私立	377万円以下	440万円以下	484万円以下	

※ 上表の「年収の目安」は、両親のうち1人に給与収入がある場合の収入額（総支給額）の目安です。自営業の方などの「所得」（売上などから経費を差し引いた金額）とは異なります。

9 提出前に再度ご確認ください

願書の記入漏れ・誤りや捺印漏れ、添付書類の不足・誤りなどの不備があると、審査で不利になる場合や、不採用になる場合があります。学校に提出する前に、不備がないか十分にご確認ください。よくみられる不備の例をもとにしたチェックリストを掲載しますので、提出前の再確認などにご活用ください。

□ 願書の「確認・同意事項」の「本人氏名」欄には、申請者（学生・生徒）本人の氏名を記入していますか？

本人以外の氏名が記入されていると無効になります。特に保護者が願書を代筆する場合はご注意ください。また、氏名の右側に印鑑を押していただく部分がありますので、捺印も忘れずをお願いいたします。

□ 両親がいる方は、願書の「保護者（生計維持者）」の欄に2人とも記入していますか？

両親の一方が専業主婦（夫）などで無収入の場合、その方を「世帯員」の欄に記入してしまう誤りがよく見られます。収入の有無・多少や職の有無を問わず、両親とも「保護者（生計維持者）」欄に記入してください。

□ 世帯員のうち学校に通っている方は、「在学する学校名・学年」欄に記入し、○をつけていますか？

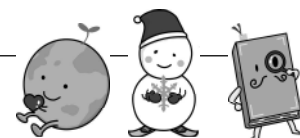
学校に通っている世帯員がいる場合は、校種・設置者・通学区分によって所定額を所得から控除できます。実際は学校に通っていても、この欄に記入がないと控除を適用できず、結果的に審査で不利になります。

□ 収入を証明する書類は、指定の書類を添付していますか？

収入を証明する書類として有効なのは、2ページの4④にある書類のみです。誤って「所得証明書」を添付する事例がよく見られますが、これは無効となります。必ず表にある書類を添付してください。（別紙「添付書類貼付用紙」に見本を載せていますので参考にしてください。）

□ 両親とも収入がある場合、両親分とも収入を証明する書類を添付していますか？

配偶者の扶養の範囲内でパート等をしている方の証明書類を添付しないで提出してしまう事例がよく見られます。2ページの4④に記載のとおり、無職・無収入の方以外は証明書類の省略はできませんので、必ず添付してください。



<担当・お問い合わせ先>

〒060-0002 札幌市中央区北2条西2丁目 STV 北2条ビル3階

札幌市教育委員会学校教育推進課学事係（奨学金担当） 電話：011-211-3851 FAX：011-211-3852